

## 那須烏山市版 事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約の影響により経営状況が悪化した市内の中小法人、個人事業者等の事業継続及び立て直しのための取組を支援することを目的に、一定の要件を満たす事業者に対し「那須烏山市版事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）（以下「市版復活支援金）」を支給します。

### 【支給額（一律）】 法人：20万円 個人事業者：10万円

○対象：令和3年11月～令和4年3月の何れかの月の売上減少率が20%以上の事業者

ただし、売上減少率が30%以上の場合は、次のどちらかに該当する必要があります。

国の復活支援金の支給の決定を受けていること 又は 商工会に加入していること又は加入申込をしていること

※ 国の復活支援金受給の可能性があったにもかかわらず申請しなかった事業者について、制度の案内や申請手続きなどの支援を行う商工会に加入していただくことで、今後同様の支援策があった際は、商工会の支援を受けていただきたい、との考え方に基づくものです（市では市内の中小法人、個人事業者等の商工会加入を推奨しています）。

#### 1. 対象となる事業者

次の要件のうち、法人にあつては「共通」「法人」に掲げるすべてに、個人にあつては「共通」「個人」に掲げるすべてに該当する事業者（農林漁業者を除く）が市版復活支援金の支給の対象となります。

##### 共通

- ・2021年(令和3年)10月までに開業し、申請時点で事業を行っていること。また、今後も事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を継続的に行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約の影響を受け、自らの事業判断によらず、2021年(令和3年)11月から2022年(令和4年)3月までの間のいずれかの月の売上が、2018年(平成30年)11月から2021年(令和3年)3月までの間の原則として任意の同じ月の売上と比較して20%以上減少していること（30%以上減少している場合にあっては、加えて国の復活支援金の支給の決定を受けていること、又は、那須烏山商工会に加入している（加入申込をしている）こと）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること。

##### 法人

- ・那須烏山市内に本社又は本店などの主たる事業所を置いていること
- ・資本金10億円未満であること

##### 個人

- ・主に那須烏山市内で事業を行っており、かつ、那須烏山市内に住民登録をしていること

#### 2. 不支給の要件 ※申請時に、これらの要件に該当しないこと等について誓約していただきます。

次のいずれかに該当する場合は、市版復活支援金の支給を受けることができません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ②政治団体
- ③宗教上の組織又は団体
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
- ⑤既に市版復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）の申請を行っている者
- ⑥栃木県の感染拡大防止営業時間短縮協力金（第8弾・第9弾・第10弾）の支給対象となった飲食店（時短要請に応じず営業したため、栃木県の営業時間短縮協力金の支給を受けられなかった飲食店も含まれる）
- ⑦その他、市版復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める者

#### 3. 申請方法

裏面の提出書類を次の宛先に郵送してください。

**宛先** 〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1 那須烏山市役所商工観光課「市版復活支援金担当」行

※原則として郵送での申請受付のみとさせていただきますが、やむを得ず持参する場合は、窓口での混雑を避けるため、事前に電話連絡の上、商工観光課へ来庁願います。

#### 4. 申請受付期間

令和4年6月15日（水）～8月1日（月） ※郵送の場合は必着

※申請受付後、不備等がなければ、1か月程度で口座振込により市版復活支援金を支給します。申請したにも関わらず、1か月経っても市から何の連絡もなく、かつ、支給決定通知書が届かない場合は、下記までお問合せください。

（裏面に続きます。）

## 5. 提出書類 (ケース分けについては、別紙「市版復活支援金必要書類等フローチャート」も参考にしてください)

### (1)共通

種 別	内 容 等	
	法 人	個 人
①提出書類一覧	・別記様式第4号	
②支給申請書兼請求書	・別記様式第1号 (押印必須)	
③誓約書	・別記様式第3号 (押印必須)	
④事業所の所在地や事業内容等が確認できる書類	・登記事項証明書の写、会社概要など (事業所の所在地や事業内容が確認できれば⑨の確定申告書類で代えることも可)	・開業届の写、営業許可書の写、店舗パンフレットなど (事業所の所在地や事業内容が確認できれば⑨の確定申告書類で代えることも可)
⑤申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類	(不要)	・運転免許証、マイナンバーカード、住民票等の写
⑥振込先通帳の写し	・「支給申請書兼請求書」に記載した事項の確認できるページのもの (「表紙」と「表紙を見開いた1・2ページ目」)	

### (2)国の復活支援金の支給決定を受けている場合…(1)に加えて下記を提出

⑦国の復活支援金の支給決定を受けていることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として国の復活支援金の給付通知書</li> <li>・上記を紛失した場合は、次のどちらか</li> <li>・国の復活支援金のマイページの画面印刷 (登録情報 (申請ID、電話番号等)、申請ステータスが確認できるもの。※本人確認のため、記載された電話番号に架電することがあります)</li> <li>・国の復活支援金が入金された通帳の写し (「表紙」「表紙を見開いた1・2ページ目」「復活支援金が入金されたことが確認できるページ」)</li> </ul>
------------------------------	---

### (3)国の復活支援金の支給決定を受けていない場合 (⑦がない場合) …(1)に加えて下記を提出

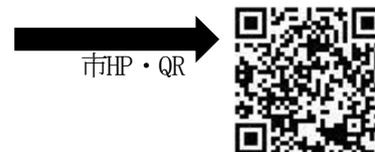
⑧売上等計算書	・別記様式第2号 (自動計算式が入力されているため、できる限り「エクセルシート」での作成をお願いします。)	
⑨確定申告書類	・基準月を含む事業年度の「法人税確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書」の写	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の場合…基準月を含む年分の「所得税確定申告書B第一表」及び「青色申告決算書」の写</li> <li>・白色申告の場合…基準月を含む年分の「所得税確定申告書B第一表」及び「収支内訳書」の写</li> <li>・確定申告義務がない場合…基準月を含む年分の「市民税・県民税申告書」及び「収支内訳書」の写</li> </ul>
⑩対象月の売上を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象月を含む事業年度の決算を既に了している場合は、当該事業年度の確定申告書類</li> <li>・上記以外の場合は、売上台帳の写 (経理ソフトから抽出した売上データを印刷したもの、エクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書き売上台帳のコピーなどでも可)</li> </ul>	・青色申告で、対象月が2021年(令和3年)11月又は12月の場合は、2021年(令和3年)分の確定申告書類
⑪商工会に加入していることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付印を押した加入申込書の写し (次の場合は、省略可) <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月31日現在商工会員である事業者</li> <li>・売上減少率20%以上、30%未満の商工会未加入者</li> </ul> </li> </ul>	

※ [用語解説] 対象月…2021年(令和3年)11月から2022年(令和4年)3月までの間で売上減少率算定を算定する対象となった月 (通常は、減少率の最も高い月)

基準月…対象月の売上減少率を算定する基準となった月 (2018年(平成30年)11月から2021年(令和3年)3月までの間の月のうちの対象月に応答する月)

※別記様式第1～4号及び記載例等は市HPでダウンロードしてください。  
市役所烏山庁舎 (商工観光課) の窓口、市役所南那須庁舎 (玄関ホール) でも入手可能です。窓口等での入手も困難な方は郵送いたしますのでお問合せください。

※特殊な申請の場合、上記以外の書類の提出を求めることもあります。



## 6. その他

○その他、市版復活支援金の支給に関し疑義がある場合は、国の復活支援金に関する定めに基づいて判断します。

○国の復活支援金の支給決定を受けていない事業者で、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主の方、2019年(平成31年・令和1年)以降に新規に開業した事業者など、国が復活支援金の支給に際し定めた特例に挙げられた特殊な事情を抱える事業者の方はご相談ください (詳しくはQ&A24をご覧ください)。